

“戦没者等の遺族に対する 第8回特別弔慰金が支給されます”

『戦没者等の遺族に対する特別弔慰金法』が改正され、国として改めて戦没者等のご遺族に対し弔慰の意を表すため、特別弔慰金が支給されることとなりました。

【支給の対象者】

平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

●戦没者の死亡当時のご遺族で

1. 平成17年4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の三親等内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年間生計関係を有していた方に限られます。)

【支給内容】 額面40万円の記名国債（10年償還）

- 【請求方法】 ①請求に必要な書類は、役場福祉課または野方支所にあります。
・請求書等（請求書・現況申立書・請求同意書・印鑑等届出書）
②請求書や戸籍等の書類が揃ったら、福祉係窓口または受付審査会場へ提出してください。

第1回目受付審査 受付時間 9:30～15:00

請求受付（審査）日	受付場所	受付対象者（地区別）
9月13日（火）～15日（木）	役場1階玄関隣り	大崎地区、菱田地区
9月20日（火）、21日（水）	役場1階玄関隣り	持留地区、中沖地区、大丸地区
9月22日（木）	野方支所	野方地区、立小野地区

第2回目受付審査 受付時間 9:30～15:00

請求受付（審査）日	受付場所	受付対象者（地区別）
10月11日（火）、12日（水）	役場1階玄関隣り	大崎地区、菱田地区
10月13日（木）、14日（金）	役場1階玄関隣り	持留地区、中沖地区、大丸地区
10月17日（月）	野方支所	野方地区、立小野地区

第3回目受付審査 受付時間 9:30～15:00

請求受付（審査）日	受付場所	受付対象者（地区別）
10月27日（木）、28日（金）	役場1階玄関隣り	大崎地区、菱田地区
11月7日（月）、8日（火）	役場1階玄関隣り	持留地区、中沖地区、大丸地区
11月10日（木）	野方支所	野方地区、立小野地区

※請求期間は、平成17年4月から平成20年3月まで（3年間）です。
※記入方法、戸籍書類、同意書など詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】大崎町役場 福祉課 社会福祉係 TEL 76 - 1111（内線 141・142）